

内灘町女性人材リスト登録者募集！

内灘町では、町の政策に関わる方針決定の場をはじめあらゆる場への女性の登用を促進するため、女性の人材登録制度を実施します。

町政に関心をお持ちの方や、自身の豊富な知識や経験を町政に活かしていただける方などの積極的な登録をお待ちしております。



◆リストの活用

町における各種審議会等の委員の人選をするときや町における諸事業推進のため女性人材を必要とするとき等に活用します。リストは、町の事業においてのみ活用し、一般には公開しません。

※リストに登録した個人情報、内灘町個人情報保護条例の規定に基づき管理します。

◆対象

- ・町内に居住又は勤務する18歳以上の女性
- ・次のいずれかの分野で活躍している方、もしくは専門知識や技能、資格等をお持ちの方、又は活動経験がある方

ア 法律・政治・行政	イ 環境・災害救援・地域安全	ウ 子育て・教育
エ 保健・医療・福祉	オ 経済・労働	カ 商工業・農林水産業
キ 観光・まちづくり・地域振興	ク 土木・建築	ケ 文化・芸術・スポーツ
コ 国際交流	サ 人権・男女共同参画	シ 地域活動
ス その他、町が必要と認めたもの		

◆登録方法

登録申請書を文化スポーツ課男女共同参画室まで提出してください。

(他薦の場合は、本人の同意が必要です。)

申請書は、男女共同参画室に設置してあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。

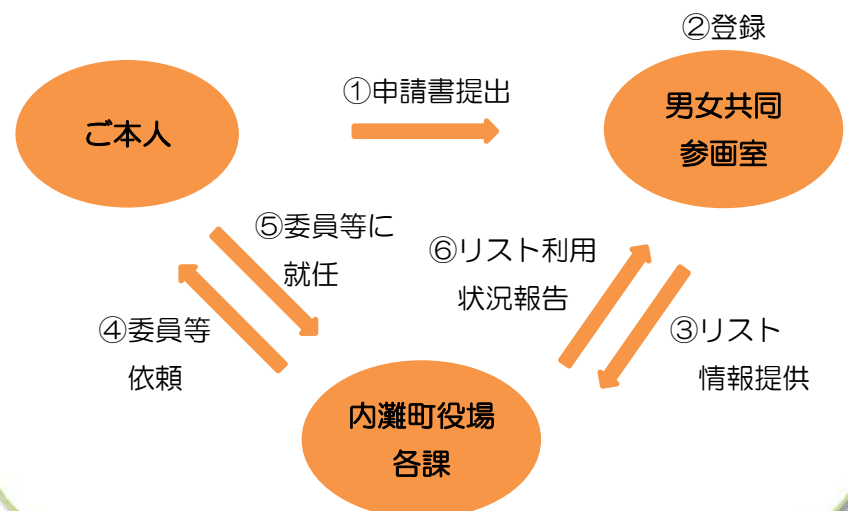


◆募集期間

随時募集しています。



◆登録からリスト活用の流れ



【申請書提出先・お問い合わせ】

内灘町教育委員会教育部
文化スポーツ課 男女共同参画室

〒 920-0292

石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1

TEL : 076-286-6716

FAX : 076-286-6714

内灘町女性人材リスト事業実施要領

1 目的

町の政策及び方針決定の場をはじめあらゆる場への女性の登用を促進するため、幅広い人材を「内灘町女性人材リスト」（以下「リスト」という。）に登録し、女性の人材の情報提供を行うことにより、男女共同参画社会の実現を目指す。

2 実施主体

事業の実施主体は、内灘町（以下「町」という。）とする。

3 リストの活用

リストの活用は、次の各号による。

- (1) 町における各種審議会、委員会等の委員の人選をするとき
- (2) 町における諸事業推進のため女性人材を必要とするとき
- (3) 研修会、講演会の講師等の人選をするとき
- (4) その他町が必要と認めるとき

4 登録者

リストに登録できる者は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に居住又は勤務する18歳以上の女性
- (2) 次のいずれかの分野で活躍している者若しくは専門知識や技能、資格等を有している者又は活動経験がある者
 - ア 法律・政治・行政
 - イ 環境・災害救援・地域安全
 - ウ 子育て・教育
 - エ 保健・医療・福祉
 - オ 経済・労働
 - カ 商工業・農林水産業
 - キ 観光・まちづくり・地域振興
 - ク 土木・建築
 - ケ 文化・芸術・スポーツ
 - コ 国際交流
 - サ 人権・男女共同参画
 - シ 地域活動
 - ス その他、町が必要と認めたもの

5 登録の方法

- (1) リストに登録するときは、「内灘町女性人材リスト登録申請書（別記様式第1号）を町に提出するものとする。
- (2) (1) の場合においては、自薦及び他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合、本人の承諾を得なければならない。
- (3) 町は、(1) に規定する登録申請書を受理した場合、登録することが適当と認められた者について、リストへ登録する。

6 不適合者の取扱い

次の各号に該当する者はリストから外す。

- (1) リストから登録の抹消を申し出た者
- (2) リストに登録されていることを営利目的や政治、宗教活動に利用しようとする者
- (3) その他、町がリスト登録者としてふさわしくないと認めた者

7 リストの管理

リストの管理は次の各号による。

- (1) リストの管理者（以下「管理者」という。）は内灘町教育委員会教育部文化スポーツ課男女共同参画室長とする。
- (2) リストに登録した個人情報、内灘町個人情報保護条例の規定に基づき管理する。
- (3) リスト内容の更新は、毎年度行うとともに変更が確認された時点で随時行う。

8 人材リストの公開

管理者は、登録されたリストのうち、本人の同意を得たものについては、ホームページその他の方法を活用し、公開できる。